

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年(2023年)6月23日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「ほっかいどう応援団会議運営支援事業」委託業務

(2) 業務の目的

道・市町村に対する多様な支援の獲得及び関係人口の拡大に向け、道内外の企業・団体等を対象としたセミナーの開催等を通じて、北海道を応援していただく方々のネットワーク「ほっかいどう応援団会議」（以下、「応援団会議」という。）の効果的・効率的な運営を図る。

(3) 業務の内容

ア 「ほっかいどう応援セミナー」の開催

知事や道内市町村長が、地域の課題解決に向けて、企業からの支援を望むプロジェクト等についてプレゼンテーションを行うとともに、市町村が参加企業に対し地域の魅力発信や協働の提案等を行える場を設置し、さらなる連携事業の創出を目指す。

〔実施事項〕

- ・セミナーの企画立案
- ・開催準備（会場手配、セミナー開催案内チラシ（A4・全面カラー・片面・90キロ以上・1,000部、電子媒体）、運営マニュアルの作成等）
- ・応援団会議未参加企業への周知（応援団会議への参加、セミナー出席依頼）
- ・当日の運営（受付、進行、音響操作、動画撮影（アーカイブ用編集含む）等）

〔日程・概要等〕

区分	東京開催	札幌開催	名阪開催
日程 (予定)	令和5年(2023年)10月	令和6年(2024年)1月	令和6年(2024年)2月
会場	東京都内ホテル等	札幌市内ホテル等	名阪地域ホテル等
人数規模	200名程度	200名程度	200名程度
内容	【第1部】 知事・市町村長によるプレゼン [1時間程度] 【第2部】 交流イベント [1時間程度]		

〔留意事項〕

(ア) 共通事項

- ・会場は、多くの企業が参加できるよう配慮すること。
- ・参加企業を対象にアンケート調査を行い、その結果を取りまとめ、効率的かつ効果的に企業のニーズが把握できるよう工夫をすること。
- ・開催後に参加市町村を対象に聞き取り調査等を行い、得られた結果（感想、改善要望等）を次年度開催にフィードバックできるような工夫をすること。

(イ) 知事・市町村長によるプレゼン

- ・道・市町村（地域おこし協力隊含む）が地域の魅力や企業からの支援を望むプロジェクト等について、効果的にプレゼンテーションを行える構成とすること。

(ウ) 交流イベント

- ・プレゼン会場とは別会場で、市町村が参加企業に対して、地域の魅力発信や企業との連携・協働の提案等が行え、個別のマッチングから事後の具体的な連携事業や寄附等への発展も期待できるようなイベントを企画・提案すること。
- ・多くの市町村が参加可能であるとともに、対面、オンライン、動画上映などの手法を用いた地域おこし協力隊によるPRが可能な企画とすること。
- ・資料配架やパネル設置のほか、市町村と企業が個別に情報交換等を行えるスペースを用意するなど、活発な交流を促す場の創出に向けた工夫をすること。

イ PRパンフレット等の製作

企業・団体及び個人に対し、応援団会議への参加やさらなる連携事業の創出に向け、応援団会議の取組や企業版ふるさと納税制度の概要のほか、道や市町村において支援を求める取組等をPRするパンフレット等を企画し、製作する。

〔実施事項〕

(ア) PRパンフレット等の内容及び仕様等

① 企業・団体向けPRパンフレット

- ・「ほっかいどう応援団会議」及び「企業版ふるさと納税（人材派遣型含む）」に関心を持ってもらえるよう、制度の趣旨や目的、応援事例（包括連携協定による取組含む）・活用事例（寄附企業の想いを受けた道の取組）などをわかりやすく説明したパンフレット
- ・A3・全面カラー・両面・二つ折り・90キ以上・7,000部、電子媒体

② 個人向けPRパンフレット

- ・「道（ど）ファン子」及び「個人版ふるさと納税」に関心を持ってもらえるよう、制度の趣旨や目的、キャンペーンの概要や道・市町村での寄附金の活用事例などをわかりやすく説明したパンフレット
- ・A3・全面カラー・両面・二つ折り・90キ以上・5,000部、電子媒体

③ 寄附・協働事業PRデジタルパンフレット等

- ・道内市町村が企業へ支援（寄附、協働の取組など）を求める取組をまとめたデジタルパンフレット
- ・100ページ・全面カラー（印刷用電子媒体の製作を含む）

(イ) 納品時期

適時協議の上、決定

(ウ) その他

(ア) ③については、掲載に係る基本データは道より提供すること。

ウ 「道（ど）ファン子」キャンペーンの実施

応援団会議の個人会員（LINE・Facebook登録者）である「道ファン子」の参加数の拡大に加え、継続的な北海道への応援につながるキャンペーンを行う。（年2回以上）

〔実施事項〕

- ・キャンペーンの企画立案・実施
- ・キャンペーンの広報（チラシ（A4・全面カラー・両面・90キ以上・1,000部、電子媒体）、SNS等）
- ・物品の購入・発送

〔留意事項〕

- ・道ファン子の獲得はもとより、「どさんこプラザ」や応援団会議参加企業等と連携し、北海道を「飲んで」「食べて」「来て」「見て」応援するなど、具体的かつ継続的な応援につながるキャンペーンを企画・提案すること。
- ・現在、道で使用しているSNSについては、SNS運用ポリシーによりID等の利用者情報を共有できないため留意すること。

・実施時期については、適時協議の上、決定するが、ふるさと納税の時期等を勘案し、より効果的な時期に実施すること。

エ 応援団会議知事PR動画、宣材写真の撮影

応援団会議ポータルサイト、北海道公式YouTubeチャンネルやSNSのほか、イベント開催・出展等で発信するため、北海道の魅力のPRや応援団会議への参加を呼びかける知事出演のプロモーション動画及び宣材写真の撮影・制作を行う。

〔実施事項〕

・知事PR動画（1分、30秒（又は15秒）の2種類）、宣材写真の企画・撮影

〔留意事項〕

・動画については、例えば道外での物産展など、道外在住者へ北海道をPRするイベント等で使用するほか、SNSでの発信に活用するため、キャッチーでわかりやすい内容とすること。
なお、動画の長さについては、使用方法にあわせ、より効果的と思われる長さで提案して構わないこと。

オ 広報・啓発物品の製作

イベント開催・出展時等において応援団会議をPRするため、啓発グッズ及びバナースタンドを製作する。

〔実施事項〕

・啓発グッズのデザイン及び製作（1種類、5,000個程度）
・バナースタンドのデザイン及び製作（2台）

〔留意事項〕

① 啓発グッズ

・種類及び個数については、最低限のものであり、これ以上の提案も可能であること。
・道外を含む各種イベント時の配布を想定しており、受け取った方々が北海道をイメージ可能な商品等とすること。

② バナースタンド

・道外を含む各種イベント時の使用を想定しており、応援団会議をPRするため、視認性が高い内容・規格とするほか、簡易に持ち運びが可能なものとする。

カ 報告書の作成

事業実施結果報告書を作成する（紙媒体2部 電子媒体1部）。

なお、本事業における成果品の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月15日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この公募型プロポーザル方式に参加する者でないこと。

3 業務説明会の日時及び場所

(1) 開催日時 令和5年（2023年）6月28日（水）10：00～

(2) 開催場所 環境生活部1号会議室（本庁舎塔屋）

4 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和5年（2023年）7月7日（金）17：00（必着）

イ 提出場所 9に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 4の審査により公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、アからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 令和5年（2023年）7月24日（月）17：00（必着）

イ 提出場所 9に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道総合政策部官民連携推進局

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5158（直通）（担当：高嶋、筒井、丹野）

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用
企画提案者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 公募型プロポーザル審査会に関する説明
提出された企画提案書の内容については、原則としてヒアリングを行うものとする（ヒアリング日時及び場所は別途通知）。ただし、企画提案者が5者を超えた場合は予備審査会を開催することとし、あらかじめ上位5者を選出する。
- (5) 審査結果及び特定者名
公表する。
- (6) その他留意事項
 - ア 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - イ 詳細は、別添の企画提案説明書等による。
 - ウ 企画提案説明書等は、総合政策部官民連携推進局に備え置くほか、総合政策部官民連携推進局のホームページにおいてダウンロードすることができる。
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/krs/index.html>)